

条件付一般競争入札説明書

工事番号 07 - 620 - 0008
工事名 木戸ダム建設(周辺整備1工区)工事

- 1 入札説明書等 . . . P1
 - (1)入札説明書
 - (2)評価項目及び評価基準(簡易型)
 - (3)総合評価方式における落札者決定のイメージ(基準価格設定型)

- 2 契約の方法及び入札の条件 . . . P12

- 3 福島県条件付一般競争入札心得 . . . P19

- 4 一般様式等 . . . P22
 - (1)条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書(様式第2号)
 - (2)条件付一般競争入札参加資格確認書類送付書(様式第5号)
 - (3)条件付一般競争入札参加資格不適格通知に対する理由説明請求書(様式第7号)
 - (4)入札書
 - (5)入札書を無効とする申出書
 - (6)見積内訳書

- 5 技術資料様式 . . . P29
 - (1)技術提案書(様式第1号)
 - (2)企業の技術力(実績・経験等)(様式第6号)
 - (3)配置予定技術者の技術力(様式第7号)
 - (4)企業の地域社会に対する貢献度(様式第8号)
 - (5)技術審査書(様式第9号その1～2)

- 6 福島県ホームページ(土木総務領域 - 要綱等の情報公開)参照
 - (1)福島県工事請負契約約款
 - (2)福島県元請・下請関係適正化指導要綱

福島県木戸ダム建設事務所

入札説明書

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 「福島県平成19・20年度工事等請負有資格業者名簿」(以下「有資格業者名簿」という。)の造園工事に登録され、建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種造園工事業の許可を得ている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱(平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達)に基づく入札参加制限中(指名停止も含む。)の者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による再生手続き開始の申立をした者若しくはなされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続き開始の申立をした者若しくはなされた者にあつては、当該手続き開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (5) 建設業法第27条の23の規定に基づく有効な経営事項審査を受けている者であること。
- (6) 県内業者にあつては、有資格者名簿の造園工事の総合点700点以上の者であること。
- (7) 県内に本店を有する者。
- (8) 当該工事の施工計画が適正であること。

2 入札参加手続等

- (1) 本県入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。
- (2) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所
 - ア 閲覧期間 平成19年6月4日(月)～平成19年6月22日(金)
 - イ 閲覧場所 双葉郡楢葉町大字井出字浄光西8番地3
福島県木戸ダム建設事務所
- (3) 設計図書等に対する質問及び回答
 - ア 受付期間 平成19年6月4日(月)～平成19年6月8日(金)
 - イ 受付方法 条件付一般競争入札実施要領第8条第3項の規定により条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書(様式第2号)により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。
 - ウ 受付場所 (2)に同じ。
 - エ 回答期限 平成19年6月13日(水)
 - オ 回答書閲覧方法 福島県ホームページに掲載する。
- (4) 現場説明会は行わない。
- (5) 技術提案の提出
入札に参加を希望する者は、次の総合評価方式に関する技術資料を提出すること。
 - ア 技術提案書(様式第1号)
 - イ 企業の技術力(実績・経験等)(様式第6号)

ウ 配置予定技術者の技術力(実績・経験等)(様式第7号)

エ 企業の地域社会に対する貢献度(様式第8号)

オ 技術審査書(様式第9号その1～その2)

(6) その他

ア 提出書類の差替え又は再提出は認めない。

イ 提出書類の作成、提出に要する費用は、申請者の負担とする。

ウ 提出書類は、返却及び公表を行わず、他の用途には使用しない。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札候補者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記(2)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者から3番目までの者を落札候補者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 評価値が、標準点(100点)を予定価格で除した数値を下回らないこと。

イ 上記において、評価値が同じ場合には、立会人にくじを引かせて落札候補者の順位を決める。

(2) 総合評価の方法

ア 技術提案の内容に応じ、下記(ア)～(ウ)の評価項目ごとに評価を行い、点数化した得点の合計(以下「加算点」という。)を与える。

なお、加算点の最高点は10点とする。

(ア) 施工計画の適切性

(イ) 企業及び技術者の技術力(実績・経験等)

(ウ) 企業の信頼性・社会性

「加算点」の算出方法は、全評価項目の満点(合計点数)を加算点最高点数10点に相当するものとし、各業者の獲得点数により加算点(小数点第3位切り捨て)を算出する。

(3) 評価項目及び評価基準

別紙に記載した各評価項目について、評価基準に基づき加点する。

(4) 評価値算出価格

評価値算出価格の設定方法は、以下のとおりとする。

ア 予定価格算出の基礎となった工事積算をもとに評価基準価格を設定する。

イ 評価基準価格を上回る価格を入札した参加業者の評価値算出価格は、入札価格とする。

ウ 評価値基準価格以下の価格を入札した参加業者の評価値算出価格は、評価基準価格とする。

(5) 技術資料に基づく施工

実際の施工に関しては、技術提案に添付された技術資料の記載内容に基づき、施工計画書を作成し、施工するものとする。

受注者の責により技術提案に基づく履行ができなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償、工事成績点の減点などの措置を行う場合がある。

4 入札等

(1) 入札書等提出期日及び提出先(郵送先)

- ア 提出期日 平成19年6月25日(月)(配達日指定期日)
- イ 提出場所 2に掲げる場所に同じ。
- ウ 提出部数 1部
- エ 郵便局差出開始日 平成19年6月14日(木)
- オ 郵便局差出期限日 平成19年6月22日(金)

内国郵便約款上、この郵便局差出期限日と実際に郵便局に差し出すことが可能な日が異なる場合があるため、事前に、県が指定した配達日指定期日に配達日を指定できるか、差出しをしようとする郵便局に必ず確認すること。

- カ 入札書等の宛先は、「福島県木戸ダム建設事務所長 大石正廣」と記載すること。

(2) 入札書等の提出について

- ア 入札書等は、次の方法により提出すること。
 - (ア) 入札書等の提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により、配達日指定郵便で行うこと。
 - (イ) 入札書等の提出は、外封筒と中封筒の二重封筒とする。
 - (ウ) 中封筒には、入札書及び見積内訳書を入れ、封緘の上、封筒の表に会社名、工事番号、工事名、工事箇所名、開札日を記載すること。
 - (エ) 外封筒には、入札書等を入れた中封筒と総合評価に係る技術提案(様式第1号、様式第6号～第9号)を入れ、封筒の表に、会社名、工事番号、工事名、工事箇所名、開札日、担当者及び担当者連絡先(電話番号・ファクシミリの番号)、入札書等在中の旨を記載すること。
- イ 提出期日以外の日に到着した入札書等は、理由のいかんにかかわらず無効とする。
- ウ 一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めない。

(3) 入札書等の無効等について

福島県条件付一般競争入札心得(最低制限価格に係る条項を除く。)によるもののほか、次に掲げるものとする。

- ア 入札書等の郵送において、総合評価に係る技術提案(様式第1号、様式第6号～第9号)が入札書等と一緒に中封筒に同封され郵送された場合
- イ 入札書等の郵送において、総合評価に係る技術提案(様式第1号、様式第6号～第9号)が入札書等の郵送とは別途に郵送された場合
- ウ 入札書等の郵送において、総合評価に係る技術提案(様式第1号、様式第6号～第9号)が郵送されない場合
- エ 落札候補者について、加対象項目の確認書類等が提出されない場合

5 開札等に関する事項

(1) 開札は公開とする。

- ア 開札日時 平成19年6月29日(金) 13:30
- イ 開札場所 双葉郡楢葉町大字井出字浄光西8-3
福島県木戸ダム建設事務所 会議室

(2) 落札予定について

落札予定日 平成19年7月5日(木)

(3) 落札結果の公表及び予定について

ア 評価値の高いものから3番目までの者を落札候補者とし、公表する。

ただし、開札時に落札候補者となった者がすべて入札参加資格を有しなかったときは、順次、次の順位の者が落札候補者となる。

イ 入札結果の公表は、契約日から1週間以内に行う。

ウ 公表は、当事務所に設置する閲覧所、県政情報センター及び福島県ホームページにおいて行う。

6 入札参加資格要件の審査に関する事項

(1) 落札候補者に対する通知

落札候補者が決定した場合は、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により通知する。

(2) 落札候補者の入札参加資格要件等の審査

落札候補者は、通知のあった日から2日以内に条件付一般競争入札資格確認書類送付書(様式5号)及び1の(6)～(8)に掲げる資格を有すること及び提出されている技術資料を証明する書類(様式第6号、第7号及び第8号の備考欄に記載された書類。)を提出し、当該入札に参加する者に必要な資格及び技術評価加算点の確認を受けること。

(3) 入札参加不適格の通知

落札候補者が入札参加資格を有しないことを確認した場合は、当該落札候補者に理由を付して条件付一般競争入札資格不適格通知書(様式第6号)により通知する。

(4) 入札参加不適格理由の請求

ア 入札参加資格のない旨の通知を受けた者は、その理由について説明を求めることができる。

イ アにより説明を求める場合には、通知を受けた3日以内に福島県木戸ダム建設事務所総務グループに書面により提出しなければならない。

ウ イにより書面が提出されたときには、受理後5日以内に書面により回答するものとする。

7 落札者の決定

落札候補者が入札参加資格を有すると確認され、当該落札候補者を落札者とすべきと決定されたときは、速やかに電話等確実な方法により通知する。

ただし、落札となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引秩序を乱すことになるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者決定の通知を受けた後、契約締結しない場合には見積に係る入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3に相当する

額を納めなければならない。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証証券契約の締結を行った場合においては、契約保証金の納付を免除する。

9 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者の行った入札
- (2) この説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札
- (3) 入札参加資格が確認された者であっても、確認の後落札者決定の時点までに入札参加制限を受けた者の行った入札
- (4) 虚偽の申請を行った者の行った入札
- (5) その他、入札の時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (6) その他、詳細については、「契約の方法及び入札の条件」に定めるところによる。

10 その他

(1) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 契約書作成の要否
要

(3) 入札参加者がいない場合は、当該入札は取りやめる。

(4) 契約の締結

契約は、福島県工事請負契約約款によるものとする。

(5) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

(6) 書類はすべてA4版とすること。

(7) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、工事等の請負契約に係る入札参加制限を行うことがある。

(8) 配置予定技術者について

ア 他の発注機関の入札との関係について

同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、当該入札に参加してはならない。

なお、同一の技術者を重複して複数工事の配置技術者とする場合において、同日同時刻に行われる入札(国、県、市町村等を含む)については、他の入札に参加した場合は当該入札に参加してはならない。

イ 他の建設工事の配置技術者との関係について

入札時点において、他の建設工事の配置技術者となっている場合でも、その工事の工期が当該工事の工期と重複していなければ配置予定技術者とすることができるが、工期延長等により配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、当該入札に参加してはならない。

ウ 配置予定技術者に関する入札の条件に違反した場合について

他の工事を落札したこと等により配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず落札した場合には、契約を締結しないことや、契約の解除及び要綱に基づく入札制限を行うことがある。

(9) 経営事項審査について

建設業法第27条の23及び建設業法施行規則第18条の2の規定により、契約にあたっては有効な経営事項審査が必要であるので、経営事項審査の有効期限の確認のため、入札後、契約前に発注者に提出を求められた場合には、経営事項審査の「総合評定値通知書」の写しを提出すること。

(10) その他不明な点は、次に照会すること。

双葉郡楢葉町大字井出字浄光西8番地3

福島県木戸ダム建設事務所総務グループ

電話番号 0240-25-5671

ファクシミリ番号 0240-25-5673

評価項目及び評価基準(簡易型)

- 1 工事番号:07-620-0008号
- 2 工事名:木戸ダム建設(周辺整備1工区)工事
- 3 工事箇所:双葉郡楢葉町大字上小埜地内

上記工事における総合評価方式の評価項目及び評価基準は以下のとおりとし、加算点の最高点は10点とする。

なお、評価基準における基準日は開札予定日とする。

企業の技術力(実績・経験等)に対する評価

評価内容	評価基準	配点	得点
施工能力	過去10年間の同種・類似工事(公共工事に限る。)において、当該工事の予定価格以上の施工実績がある場合	1点	/ 1.0
	上記以外	0点	
工事成績 (福島県発注の工事について評価)	過去4年間に福島県発注の同種・類似工事において、工事成績評定が80点以上の施工実績がある場合	1点	/ 1.0
	上記以外	0点	
優良工事表彰 (福島県優良建設工事表彰の有無について評価)	過去10年間に福島県発注の同種・類似工事において、優良工事表彰の受賞実績がある場合	1点	/ 1.0
	上記以外	0点	
品質管理能力	当該企業がISO9001の認証を取得している場合	1点	/ 1.0
	上記以外	0点	
技術者確保数 (当該工事に配置可能な管理技術者又は主任技術者の人員数を評価)	当該工事に配置可能な監理技術者又は主任技術者の人員数が参加業者の平均人員数以上の場合	1点	/ 1.0
	上記以外	0点	
小計点			/ 5.0

公共工事:国、都道府県、政令指定都市、市町村及び公団・公社等の特殊法人
発注工事

配置予定技術者の技術力(実績・経験等)に対する評価

評価内容	評価基準	配点	得点
施工能力	過去10年間の同種・類似工事		

	(公共工事に限る。)において 当該工事の予定価格以上の工事 経験(監理技術者又は主任技術 者としての経験)がある場合	1点	
	上記以外	0点	/ 1.0
工 事 成 績 (福島県発注の工 事について評価)	過去4年間に福島県発注の同種・ 類似工事において、工事成績点が 80点以上の工事経験(監理技術 者又は主任技術者としての経験) がある場合	1点	/ 1.0
	上記以外	0点	
資格の保有年数	1級土木施工管理技士等(1)の 資格を保有して20年以上の経験 がある場合	1点	/ 1.0
	上記以外	0点	
優良工事表彰 (福島県優良建設 工事表彰の有無に ついて評価)	過去に福島県発注の同種・類似工 事において、監理技術者又は主任 技術者として優良工事表彰の受賞 経験がある場合	1点	/ 1.0
	上記以外	0点	
小計点			/ 4.0

1:建設機械、建築、電気工事、管工事、造園

企業の地域社会に対する貢献度を評価

評価内容	評価基準	配点	得点
障がい者雇用の実績 (ユニバーサル サインへの取組)	法定義務のある企業にあっては、 法定雇用率以上の障がい者雇用、 法定義務のない企業にあっては 障がい者雇用がある場合	0.5点	/ 0.5
	上記以外	0点	
安全管理 (安全で安心な社 会形成への取組)	過去10年間に国及び国が参加し ている団体が実施する安全管理に 関する表彰において受賞実績があ る場合	0.5点	/ 0.5
	上記以外	0点	
環境への配慮 (循環型社会の形 成への取組)	当該企業がISO14001の認証を取 得している場合	0.5点	/ 0.5
	上記以外	0点	
地域経済への貢献 (活力ある個性豊 かな社会の形成へ の取組)	県内業者にあつては、当該工事 の請負金額の80%以上を県内業 者(下請を含む)により施工す る場合、県外業者にあつては、		

地域経済への貢献 (活力ある個性豊かな社会の形成への取組)	当該工事の請負金額の50%以上を 県内業者(下請を含む)により施工 する場合	0.5点	/ 0.5
	上記以外	0点	
	入札参加業者の本店、支店又は 営業所の所在地を評価 相双建設事務所管内に本店、支 店又は営業所がある場合	0.5点	/ 0.5
	上記以外	0点	
	過去10年間に当該工事箇所と同 一の市町村内において工事实績 がある場合	0.5点	/ 0.5
	上記以外	0点	
ボランティア活動など(参加と連携による 地域づくりへの取組)	過去3年間に当該工事箇所と同一 の市町村内で、地域の防災活動 への取組や道路・河川愛護活動な ど企業としてのボランティア活動の 実績がある場合	4.0点	/ 4.0
	過去3年間に県内で、地域の防災 活動への取組や道路・河川愛護活 動など企業としてのボランティア活 動の実績がある場合	1.0点	
	上記以外	0点	

評価内容	評価基準	配点	得点
次世代育成支援 (子育て支援など 時代を拓く仕組み づくりへの取組)	福島県次世代育成支援企業認証 制度による「子育て応援」の認証を 取得している場合	0.5点	/ 0.5
	上記以外	0点	
	福島県次世代育成支援企業認証 制度による「仕事と生活の調和」を 認証を取得している場合	0.5点	/ 0.5
	上記以外	0点	
新分野進出 (過疎・中山間地 域対策への取組)	過去5年以内で建設業以外の分 野への進出をし、企業としての経 営基盤強化に取り組んでいる場合	1.0点	/ 1.0
	上記以外	0点	
小計点			/ 9.0

施工計画の適切性に対する評価

評価内容	評価基準	配点	得点
施工計画評価 (提出された技術 審査書の内容を評 価)	技術審査書の点数が90点以上の 場合	10点	/ 10.0
	技術審査書の点数が85点以上90 点未満の場合	8点	
	技術審査書の点数が80点以上85 点未満の場合	6点	
	技術審査書の点数が75点以上80 点未満の場合	4点	
	技術審査書の点数が70点以上75 点未満の場合	2点	
	技術審査書の点数が70点未満の 場合	0点	
小計点			/ 10.0

合計点	小計 ~ の合計	/ 28
-----	----------	------

加算点(最高10点)	加算点 = 合計点 / 28点 × 10点	点
------------	-----------------------	---

加算点は、小数点第3位を切り捨てる。

総合評価方式における落札者決定のイメージ(基準価格設定型)

総合評価の方法

標準点(100点)に評価項目ごとの加算点を加え、合計を「技術評価点」とする。
総合評価は「技術評価点」を当該入札者の評価値算出価格で除した値(評価値)の大小をもって行う。

$$\begin{aligned} \text{技術評価点} &= \text{標準点}(100\text{点}) + \text{評価項目ごとの加算点} \\ \text{評価値} &= (\text{技術評価点} \div \text{評価値算出価格}) \times 1,000,000 \end{aligned}$$

注: 評価値を算出する式で
($\times 1,000,000$)は評価値
を見やすくするため。

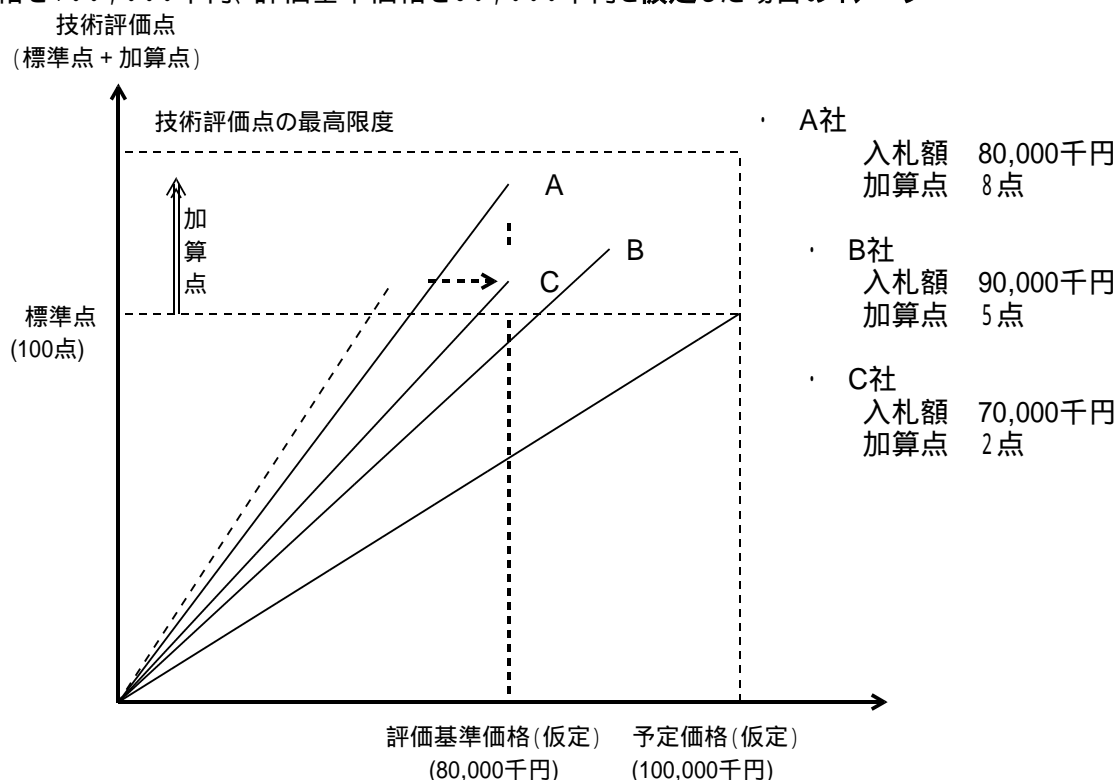
基準価格設定型

予定価格算出の基礎となった工事積算を基に評価基準価格を設定する。この場合、評価基準価格を上回る価格を入札した参加業者の評価値算出価格は入札価格とし、評価基準価格以下の価格を入札した参加業者の評価値算出価格は、評価基準価格とする。

具体的な算出方法は、以下のとおり。なお、評価基準価格の算定式及び値については非公表とする。

入札価格 > 評価基準価格 の場合は、評価値算出価格 = 入札価格
入札価格 ≤ 評価基準価格 の場合は、評価値算出価格 = 評価基準価格

予定価格を100,000千円、評価基準価格を80,000千円と仮定した場合のイメージ



評価値計算例(除算方式)

	A社	B社	C社
加算点	8	5	2
技術評価点(標準点 + 加算点)	108	105	102
入札額	80,000千円	90,000千円	70,000千円
評価値算出価格	80,000千円	90,000千円	80,000千円
評価値(技術評価点 / 評価値算出価格)	1.35000	1.16667	1.27500
評価順位			

注1: 評価値は小数点5位までの表示とする。

注2: 落札者決定の判定では、評価値の有効桁数は設けない。

契約の方法及び入札の条件

(条件付一般競争入札・予定価格事前公表の場合)

1 契約の方法

福島県条件付一般競争入札実施要領に基づく条件付一般競争入札とする。

入札の回数は1回とし、落札者がいないときでも地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づく随意契約の協議は行わないものとする。

入札者がいない場合は、当該入札は取りやめる。

2 入札の条件等

入札の際提示すべき条件は次のとおりとする。

(1) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札保証金

入札保証金の納付は免除する。ただし、落札者の通知を受けた者が契約を締結しないときは、見積りに係る金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3に相当する金額を納付しなければならない。

(3) 落札者

() 落札候補者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記()総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者から3番目までの者を落札候補者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 評価値が、標準点(100点)を予定価格で除した数値を下回らないこと。

イ 上記において、評価値が同じ場合には、立会者にくじを引かせて落札候補者の順位を決める。

() 総合評価の方法

ア 技術提案の内容に応じ、下記(ア)～(ウ)の評価項目毎に評価を行い、点数化した得点の合計(以下「加算」という。)を与える。

なお、加算点の最高点数は10点とする。

(ア) 施工計画の適切性

(イ) 企業及び技術者の技術力(実績・経験等)

(ウ) 企業の信頼性・社会性

「加算点」の算出方法は、全評価項目の満点(合計点数)を加算点最高点数10点に相当するものとし、各業者の獲得点数により加算点(少数第3位切り捨て)を算出する。

イ 入札価格及び技術提案に係る総合評価は、入札者の技術提案に係る上記アにより得られた加算点と標準点の合計を当該入札者の入札価格から算出した評価値算出価格で除して得た数値(評価値)をもって行う。

- () () アの評価項目及び評価基準、イの評価値算出価格の詳細は入札説明書による。
- () 落札者の決定
- 落札候補者が入札参加資格を有すると確認され、当該落札候補者を落札者とすべきと決定されたときは、速やかに電話等確実な方法により通知する。
- ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
- (4) 低入札価格調査制度
- () 地方自治法施行令第167条の10の2第2項の規定に基づく低入札価格調査制度適用工事である。
- () 調査基準価格を下回った入札を行った者は、評価値が最も高い者であっても必ずしも落札者とはならない場合がある。
- () 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すべきこと。
- (5) 契約保証金
- 福島県財務規則第288条に定める契約保証金は請負代金の10分の1以上の額とする。契約保証金の納付は、福島県工事請負契約約款(以下「約款」という。)第4条の規定による担保の提供をもって代え、又は保証を付したときは免除する。
- なお、落札額が500万円に達しないときは、契約保証金の納付を免除する。ただし、契約締結後において、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が500万円を超えたときは、この限りではない。
- また、落札者は別紙「契約の保証について」により契約の保証を付することとする。
- (6) 前払金
- 福島県財務規則第112条(以下「規則」という。)で定める前払金は次のとおりとする。
- ア 第1項に定める前払金 請負代金額の4割以内の額(1万円未満の端数は切り捨てる。)
- イ 第2項に定める中間前払金 請負代金額の2割以内の額(1万円未満の端数は切り捨てる。)
- (7) 部分払
- 規則第238条で定める部分払は、工事の既済部分に対する代価の10分の9以内の額(1万円未満の端数は切り捨てる。)とする。ただし、既済部分に対する代価が請負代金の10分の5(中間前払金の約定をするときは、10分の6(前払金の約定をしないときは、10分の3))を越えた場合に限る。
- なお、部分払の回数は規則第239条第3項で定めるところによる。
- (8) 工期
- 工期は契約日から219日間とする。
- ただし、工事の着手時期は、契約締結の日から7日以内において工事発注者(以下「甲」という。)が指定する日とする。
- (9) 建設業退職金共済組合への加入
- 建設業者は、建設業退職金共済組合に加入すること。
- (10) 建設労働者の休養
- 日曜、祝日、休日は労働者を休業させるよう配慮すること。
- (11) 現場代理人届等
- 請負者(以下「乙」という。)は、本工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者及び専門技術者を定

め、契約の締結の日から5日以内に経歴書を添付して甲に提出すること。

(12) スライド条項に基づく請負代金額の変更

約款第25条第1項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が2箇月以上あり、かつ甲又は乙の請求があったときに行うこととする。スライドの対象となる残工事(乙の責により遅延していると認められる残工事量は含まない。)は、第1項の請求があった日から起算して14日以内に監督員が確認する。

(13) 不可抗力による損害の負担

約款第29条第3項に定める損害額の負担を求めるときは善管処理を裏付ける資料を添付すること。また、同条第4項の請負代金額とは、損害額を負担する時点の請負代金額とし、1回の損害額が当初の請負代金額の100分の1に満たないものは損害額に含めないものとする。

(14) 下請負に附する場合の遵守事項

工事の一部を下請負に附する場合は、福島県元請・下請関係適正化指導要綱を遵守すること。

(15) 配置予定の技術者

ア 他の発注機関の入札との関係について

同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、当該入札に参加してはならない。

なお、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、同日同時刻に行われる入札(国、県、市町村を含む)については、他の入札に参加した場合は当該入札に参加してはならない。

イ 他の建設工事の配置技術者との関係について

入札時点において、他の建設工事の配置技術者となっている場合でも、その工事の工期が当該工事の工期と重複していなければ配置予定技術者としてすることができるが、工期延長等により配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、当該入札に参加してはならない。

ウ 監理技術者

土木工事業、建築工事業、管工事業、鋼構造物工事業及び舗装工事業に係る工事の場合には、工事現場に専任で配置することとなる監理技術者は、指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者で必要な講習を受けている技術者を配置すること。

(16) 工事請負契約書

「福島県財務規則の施行について」による工事請負契約書によるものとし、特約条項で別記の条項を挿入する。

(17) 契約確定の時期

地方自治法第234条第5項の規定により甲及び乙が記名押印したときに確定する。

(18) 見積内訳書

入札参加者又は入札参加者の代理人は、見積内訳書(数量・単価・金額等を明らかにしたものに限り)を提出しなければならない。見積内訳書の提出がない場合、当該入札は無効とする。

入札の際に提示すべき書類は次のとおりとする。

- 1 福島県工事請負契約約款
- 2 設計書(金額抜き)、設計図、仕様書
- 3 福島県元請・下請関係適正化指導要綱

(別記)特約条項

第1 乙は、福島県工事請負契約約款(以下「約款」という。)第3条第1項に規定する請負代金内訳書の提出を要しない。

第2 約款第37条第1項ただし書きの表中、請負代金の額2,000万円以上の場合、甲、乙協議して定める回数は3回(中間前金払をする場合は2回)とする。

特記事項

上記工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、分別解体の方法、解体工事に関する費用、再資源化等をする施設の名称及び所在地及び再資源化に要する費用について別途書面により、記名押印をして契約当事者相互に交付すること。

契約の保証について

1 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、以下(1)から(5)のいずれかの書類を提出又は提示しなければならない。

(1) 契約保証金に係る契約保証金領収書の掲示

[注] イ 契約保証金領収書は、発注者の発する納入通知書により、納入通知書裏面記載の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は関係の出納機関に契約保証金に相当する現金(現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証したものに限る。)を払い込んで、交付を受けること。

ロ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

ハ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、地方自治法第234条の2第2項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ニ 請負者は、発注者へ工事目的物の引渡し後、契約保証金の払渡を求める旨の請求をすること。

(2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券に係る保管有価証券領収書の掲示

[注] イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券の種類及びその担保価額は、次のいずれかに限るものとする。

1 福島県債証券

額面金額

2 国債証券

額面金額の10分の8

ロ 保管有価証券領収書は、福島県出納局公金管理グループ又は相双地方振興局出納室に契約保証金の金額に相当する担保価額の有価証券を払い込んで、交付を受けること。

ハ 上記ロの有価証券が記名証券の場合は、その払い込みの際に売却承諾書及び白紙委任状を添えて払い込むこと。

ニ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

ホ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、担保とした有価証券は、地方自治法第234条の2第2項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ヘ 請負者は、発注者へ工事目的物の引渡し後、有価証券の払渡を求める旨の請求をすること。

(3) 債務不履行による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書の提出

[注] イ 債務不履行により生ずる損害金の支払いの保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りの関する法律(昭和29年法律第195号)に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金を受入れを行う組合(以下「銀行等」という。)又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「金融機関等」と総称する。)とする。

ロ 保証書の宛名の欄には、「福島県木戸ダム建設事務所長 大石 正廣」と記載するように申し込むこと。

- ハ 保証債務の内容は工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- ニ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- ホ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。
- ヘ 保証期間は、工期を含むものとする。
- ト 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過6カ月以上確保されるものとする。
- チ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。
- リ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保証金は、地方自治法第234条の2第2項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ヌ 請負者は、銀行等が保証した場合にあっては、発注者へ工事目的物の引渡し後、発注者から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

(4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券の提出

- [注] イ 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- ロ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「福島県木戸ダム建設事務所長 大石 正廣」と記載するように申し込むこと。
 - ハ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
 - ニ 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とすること。
 - ホ 保証期間は、工期を含むものとする。
 - ヘ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。
 - ト 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、地方自治法第234条の2第2項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(5) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券の提出

- [注] イ 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- ロ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
 - ハ 保険証券の宛名の欄には、「福島県木戸ダム建設事務所長 大石 正廣」と記載するように申し込むこと。
 - ニ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
 - ホ 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とすること。
 - ヘ 保証期間は、工期を含むものとする。
 - ト 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。
 - チ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は、

地方自治法第234条の2第2項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- 2 1の規定にかかわらず、落札額が500万円未満となる場合は、契約の保証を付さない。ただし、契約締結後、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が500万円以上となるときには、約款第4条に規定する契約の保証を付すものとし、この場合は1の規定を準用する。

福島県条件付一般競争入札心得

(目的)

第1条 福島県が発注する建設工事に係る条件付一般競争入札による入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、法令に定めるもののほか、この心得の定めるところにより入札しなければならない。

(入札保証金)

第2条 入札保証金の納付は免除する。ただし、落札者の通知を受けた者が契約を締結しないときは、見積りに係る金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3に相当する金額を納付しなければならない。

(入札の方法等)

第3条 入札参加者は、入札公告、福島県工事請負契約約款、金額抜き設計図書、仕様書、契約の方法及び入札の条件及び現場等を熟知のうえ入札しなければならない。

2 入札参加者は、入札書及び見積内訳書(以下「入札書等」という。)を一般書留、簡易書留又は配達記録郵便のいずれかの方法により郵送しなければならない。

3 前項の方法以外の方法により提出された入札書等は、無効とする。

4 入札参加者は、入札書等を次の方法で郵送しなければならない。

(1) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(2) 入札書及び見積内訳書の中封筒に入れ、封かんの上、中封筒の表面に入札参加希望者の商号又は名称、工事名、工事番号、工事箇所及び開札日を記載すること。

(3) 外封筒には、入札書等を封入した中封筒を入れ、外封筒の表面に入札参加希望者の商号又は名称、工事名、工事番号、工事箇所、開札日、担当者、担当者連絡先(電話番号及びファクシミリ番号)及び入札書等在中の旨を記載すること。

5 入札参加者は、一度提出された入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(入札を無効とする申出)

第4条 入札参加者は、入札書等を郵送した日から落札候補者の通知を受けた日までの間に、予定していた技術者が配置できない事由が発生した場合には、郵送した入札書等を無効とする申出をすることができる。この場合においては、第2条のただし書きの規定は適用しない。

2 前項の申出をせずに契約を辞退をした場合には、入札参加資格制限の措置を受けることがある。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)その他法令の規定に抵触する行為を行ってはならない。

(開札)

第6条 開札は、入札公告に示す日時及び場所において行うものとする。

2 開札は、公開とする。

3 開札には、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

4 同じ価格をもって入札した者が2人以上あるときは、第3項の職員がくじを引き、順位を決定するものとする

5 開札したときは、直ちに入札書及び中封筒の記載事項を確認し、無効又は失格の入札を行った者があった場合には、当該入札者名を読み上げるものとする。

6 前項の確認を行った後、無効又は失格の入札を除き最低価格の入札をした者(総合評価方式による入札にあつては、評価値が最も高い者)から第3順位までの入札者(以下「落札候補者」という。)の入札者名並びに最低価格から第3番目の価格の入札までの入札金額及び入札

者名を読み上げるものとする。

(落札決定の保留)

第7条 落札候補者を決定したときは、落札決定を保留し、落札候補者のうち第1順位の者から順に入札参加資格の確認を行った上、後日落札者を決定する。

(落札候補者に対する通知)

第8条 落札候補者が開札に立ち会わないときは、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により通知するものとする。

(入札参加資格確認書類の提出)

第9条 入札参加資格確認書類の提出の指示を受けた落札候補者は、指示を受けた日から起算して3日以内(福島県の休日を定める条例(平成元年福島県条例第7号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)に提出しなければならない。

2 落札候補者が前項に規定する期間内に入札参加資格確認書類を提出しないとき又は入札執行権者が入札参加資格確認のために行う指示に従わないときは、当該入札は入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。

(落札者の決定)

第10条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を落札者とする場合がある。この場合、契約内容に適合した履行に関する調査(以下「低入札価格調査」という。)を実施し判断するものとする。

2 施行令第167条の10第2項の規定を適用する必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(入札書の無効等)

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 第3条第2項に規定する方法以外の方法により提出された入札書
- (2) 入札公告に示す指定日以外の日に到着した入札書
- (3) 入札参加資格のない者が入札した入札書
- (4) 外封筒のあて先が入札公告と一致しない入札書
- (5) 外封筒に商号又は名称が記載されていない入札書
- (6) 外封筒に工事名、工事番号、工事箇所、開札日のいずれかが入札公告と一致しない又は未記載で意思表示が明確でない入札書
- (7) 外封筒の表記が誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (8) 同一の入札参加者が2通以上提出した入札書
- (9) 見積内訳書を提出しない者が入札した入札書
- (10) 中封筒がない入札書
- (11) 中封筒に商号又は名称が記載されていない入札書
- (12) 中封筒に工事名、工事番号、工事箇所、開札日のいずれかが入札公告と一致しない又は未記載で意思表示が明確でない入札書
- (13) 金額の記入がない入札書
- (14) 金額を訂正した入札書
- (15) 発注者名、商号又は名称、押印のいずれかがない入札書
- (16) 入札書の工事名、工事番号、工事箇所のいずれかが入札公告と一致しない又は記載さ

れていない入札書

- (17) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
 - (18) 見積内訳書の工事名、工事番号のいずれかが入札公告と一致しない又は記載されていない場合における入札書
 - (19) 見積内訳書の積算価格と入札書の入札金額が一致しない入札書
 - (20) 提出期限内に入札参加資格確認書類を提出しない者の入札書
 - (21) 虚偽の入札参加資格確認書類を提出した者の入札書
 - (22) 入札制度等監視委員会において談合の事実が確認された場合の入札書
 - (23) 上記(1)から(22)に掲げるもののほか、入札公告、入札心得において示した入札条件に違反して入札した入札書
- 2 入札制度等監視委員会において談合の事実が確認されなかった場合であっても、談合の疑いが払拭できないとされた場合は、その入札書を無効とする。
- 3 次の各号のいずれかに該当する入札書は、失格とする。
- (1) 入札金額が最低制限価格を下回る入札書
 - (2) 低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者の入札書（契約保証金等）

第12条 契約保証金の納付等については、別に定めるところによる。

（契約書等の提出）

第13条 契約書を作成する場合には、落札者は、契約権者が指示する契約書案に住所・氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えて落札決定の日から7日以内に、これを契約権者に提出しなければならない。ただし、契約権者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が、前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
- 3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は落札決定後速やかに契約権者が指示する請書を提出しなければならない。ただし、契約権者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

（質問及び異議の申立て）

第14条 入札参加者は、この心得に疑義がある場合は、その疑義について入札前において質問することができる。

- 2 入札書等の提出後、この心得についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

附 則

この心得は、平成19年4月1日以降に起工の決定を行うものについて適用する。

様式第2号(第8条関係)

条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書

年 月 日

(入札執行権者)

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電 話 番 号
(作成担当者)

工事番号	第 号
工事名	
質 問 事 項	

条件付一般競争入札参加資格確認書類送付書

年 月 日

(入札執行権者)

住 所
商号又は名称
代表者氏名 ,
電 話 番 号
(作成担当者)

年 月 日付で公告のありました下記の工事に係る入札参加資格の確認に必要な書類について、下記のとおり送付します。

なお、送付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

工 事 番 号	- -
工 事 名	
送付する書類の件名	

(福島県条件付一般競争入札用)

入 札 書

1

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	千
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

円也

工 事 名

工事番号

工事箇所

上記のとおり入札いたします。

年 月 日

2

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

(発注者名)

様

(1) アラビア数字を用いるときには金額の頭初に「¥」記号を、漢数字を用いるときは金額の頭初に「金」の文字を併記すること。

(2) 入札等の権限を委任された者(支店長や営業所長などでその委任関係を県に登録している者を指す。)が入札する場合には、当該委任者の住所、名称等を記載し、押印すること。

入札書を無効とする申出書

- 1 工事名
- 2 工事番号

上記の入札に関して入札書等を提出していましたが、下記の工事の落札者(落札候補者)となったため、技術者を配置できなくなったことにより入札参加資格を満たさなくなりましたので、申し出ます。

記

発注者名

工事名

工事番号

年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

(発注者名)

様

見積内訳書(記載例)

				工 事 名	〇〇〇工事
				工 事 番 号	〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇
				商号又は名称	〇〇建設株式会社
費目・工種・種別など	数 量	単 位	単 位	金 額	備 考(記載上注意すべき点)
(例)本工事費					
道路工					
切 土	10,000	m3	900	9,000,000	金按設計書における種別レベルまでの工種について記載する。なお、種別レベル以下の細別等については、低入札価格調査や談合情報があった場合に提出を求めることがあるため、速やかに提出できるよう準備願います。
盛 土	8,000	m3	1,500	12,000,000	
擁壁工	2,000	m2	7,000	14,000,000	
,					
,					
直接工事費				100,000,000	共通仮設費、現場管理費及び一般管理費に分けて計上すること。 なお、値引き等については、記載しない。
共通仮設費	1.0	式		10,000,000	
純工事費(直接工事費+共通仮設費)				110,000,000	
現場管理費	1.0	式		30,000,000	
工事原価(純工事費+現場管理費)				140,000,000	
一般管理費	1.0	式		20,000,000	
工事価格(工事原価+一般管理費)				160,000,000	工事価格は入札書の金額と一致させること。

※ 見積内訳書の積算価格と入札書に記載する入札金額とは一致しなければならない。

※ 設計図書の工事費内訳表に単価、金額を記載した形式とするが、これと同等の項目が含まれる独自様式の提出も認める。

(ページ/ ページ)

技術提案書

年 月 日

福島県知事

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電 話 番 号
(作成担当者)

年 月 日付けで公告のありました 工事に関しては、
次のとおりですので、下記の書類を添えて提出します。

なお、提出する書類の内容は、事実と相違ないことを誓約します。

記

簡易型

発注提示案に基づき施工したいので、発注提示案による技術審査書を提出します。

企業の技術力(実績・経験等)(様式第6号)
配置予定技術者の技術力(実績・経験等)(様式第7号)
企業の地域社会に対する貢献度(様式第8号)
技術審査書(様式9号その1～その2)

標準型

発注提示案と異なる施工方法の技術提案を提出します。

発注提示案に基づき施工したいので、発注提示案による技術審査書を提出しま
す。

企業の技術力(実績・経験等)(様式第6号)
配置予定技術者の技術力(実績・経験等)(様式第7号)
企業の地域社会に対する貢献度(様式第8号)
技術審査書(様式9号その1～その4)

に関する技術提案

該当する項目に、 のように記入すること。

企 業 の 技 術 力(実績・経験等)

工事番号・工事名

会 社 名

項 目		記 載 事 項						備 考		
同種・類似工事等の施工実績	対象工事	工事名	注 者	施工場所	契約金額(百万円)	工 期	工 事 の 概 要		評価対象工事がある場合は、その施工実績を記載すること。 対象工事について、コリンス登録がなされている工事については、工事名の欄に登録番号を記載し、登録がなされていない場合は、該当工事を証明する書類(契約書等)を資格審査時に提出すること。	
	対 象 工 事 (同種・類似工事において予定価格以上の施工経験)	()				年 月 年 月				
工 事 成 績 (過去4年間の福島県発注の同種・類似工事の80点以上の工事実績)	工事名	発 注 者	施工場所	契約金額(百万円)	工 期	工事成績	工 事 概 要		工事成績評点通知書の写しを資格審査時に提出すること。	
					年 月 年 月	点				
優 良 工 事 表 彰 (過去10年間の福島県優良建設工事表彰)	工事名	発 注 者	施工場所	契約金額(百万円)	工 期	工事成績	工 事 概 要		優良工事表彰の写しを資格審査時に提出すること。	
					年 月 年 月	点				
品質管理能力	ISO9001の認証取得の有無 (該当する方を で囲む)								認証書の写しを資格審査時に提出すること。	
技 術 者 確 保 数 (当該工事に配置可能な監理技術者又は主任技術者)	技術者数	内 訳								欄が不足する場合は、残りを別紙に記載すること 技術者の資格を証明する書類の写しを資格審査時に提出すること。
		氏名(ふりがな)	資格等	氏名(ふりがな)	資格等	氏名(ふりがな)	資格等	氏名(ふりがな)	資格等	
	人									

記載事項の基準日は開札予定日とする。備考欄に提出すると記載されている書類は、契約権者から連絡があつてから期日までに提出すること。

配置技術者の技術力(実績・経験等)

工事番号・工事名

会社名

項 目	記 載 事 項							備 考
配置技術者 <small>(当該工事に配置を予定している技術者を記載すること。)</small>	氏 名(ふりがな)	年 齢	資 格 格				資格証の写しを提出すること	
		歳						
同種・類似工事の施工実績 <small>(対象工事は、国、都道府県、政令指定都市、市町村及び公団・公社等の特殊法人発注の工事とする。)</small>	工 事 名		発 注 者		施 工 場 所		契 約 金 額	評価対象工事がある場合は、その施工実績を記載すること。 該当工事について、コリンズ登録がなされている場合は、工事名の欄に登録番号を記載し、登録がなされていない場合は、該当工事を証明する書類を資格審査時に提出すること。
							百万円	
	工 期	工 事 の 概 要		従 事 役 職		/		
	年 月 ~ 年 月			監理技術者 主任技術者				
工 事 成 績 <small>(過去4年間の福島県発注の同種・類似工事の80点以上の工事実績)</small>	工 事 名		発 注 者		施 工 場 所		契 約 金 額	「工事成績評点通知書」及び「主任技術者通知書」の写しを資格審査時に提出すること。 従事役職については、該当を で囲むこと。
	(工事番号 - -)						百万円	
	工 期	工 事 の 概 要		従 事 役 職		工 事 成 績		
	年 月 、 年 月			監理技術者 主任技術者		点		
資格保有年数 <small>(法令による資格・免許の取得状況)</small>	資 格 名 称		取 得 年 月 日		登 録 番 号		保 有 年 数	資格者証等の写しを資格審査時に提出すること。
優 良 工 事 表 彰 <small>(過去の福島県優良建設工事表彰)</small>	工 事 名	従 事 役 職	施 工 場 所	契 約 金 額(百万円)	工 期	工 事 成 績	工 事 概 要	優良工事表彰の写しを資格審査時に提出すること。
		監理技術者 主任技術者			年 月 、 年 月	点		

記載事項の基準日は開札予定日とする。備考欄に提出すると記載されている書類は、契約権者から連絡があつてから期日までに提出すること。

様式第 8 号 (第 7 条関係)

企業の地域社会に対する貢献度

工事番号・工事名

会社名

項目	記載事項等				備考
障がい者雇用実績 (ユニバーサルデザインへの取組)	法定義務のある企業(従業員80名以上) 雇用率 _____ % (法定雇用率1.8%以上) 法定義務のない企業(従業員80名未満) 雇用者数 _____ 人				法定義務のある企業については、労働基準監督署への提出書類の写しを、法定義務のない企業については、障害者雇用の状況が分かる書類を資格審査時に提出すること。
安全管理 (安全で安心な社会形成への取組)	安全管理に関する表彰名	表彰者名	受賞年月日		安全管理表彰の写しを資格審査時に提出すること。
			年 月 日		
環境への配慮 (循環型社会の形成への取組)	ISO14001の認証取得の有無(該当する方を で囲む) 有 ・ 無				認証書の写しを資格審査時に提出すること。
地域経済への貢献 (活力ある個性豊かな社会の形成への取組)	当該工事(請負金額)を県内業者が施工する割合		_____ %		想定している施工割合を記入する。
	当該工事を受注する本店、支店又は営業所の所在地				
	当該工事箇所と同一市町村内での工事実績				契約書等の写しを資格審査時に提出すること
	工事名		発注者名		
	工事箇所		請負金額		
ボランティア活動等への取組状況 (参加と連携による地域づくりへの取組)	過去3年間の防災活動やボランティア活動への取組実績を具体的に記載する				活動状況を証明できる書類を資格審査時に提出すること。 (地域の証明、写真、感謝状、新聞記事等)
次世代育成支援 (子育て支援など時代を拓く仕組みづくりへの取組)	福島県次世代育成支援認証制度「子育て支援」の認証の有無(該当するものを で囲む)				認証書の写しを資格審査時に提出すること。
	有 ・ 無				
	福島県次世代育成支援認証制度「仕事と生活の調和」の認証の有無(該当するものを で囲む)				
	有 ・ 無				
新分野進出 (過疎・中山間地域対策への取組)	過去5年以内に新分野へ進出した内容を記載する。				進出状況を証明できる書類を資格審査時に提出すること。 ・新分野進出の概要が分かる資料 ・新分野進出に伴う支出を証明できる資料 ・新分野進出を証明する書類(株主総会又は取締役会の議事録(写)等) ・新法人設立の場合はその商業登記簿謄本(写) ・借入れを行った場合には、新分野進出に伴う借入れであることを金融機関からの証明書など

記載事項の基準日は開札予定日とする。備考欄に提出すると記載されている書類は、契約権者から連絡があってから期日までに提出すること。

技術審査書(工事の工程表)

工事番号・工事名 _____

会社名 _____

1 工程計画

年 度 月 主要工種	年 度												備 考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		

2 工事実施に当たっての留意点

技術審査書(工程、品質、出来高及び安全管理計画)

番号	種 目	記 述
1	工程管理計画	
2	品質管理計画	
3	出来形管理計画	
4	安全管理計画	

技術審査書の記述内容

番号	項目	記述内容
1	設計図書に基づく工事の工程表	主要工種について月別に工程計画を示すとともに、工事実施に当たっての留意点について記載する。
2	設計図書に基づく工程、品質、出来形管理計画	工程管理、品質管理、出来形管理及び安全管理計画の主眼点について記載する。
3	設計図書に基づく施工計画概要書	主要工種について、工事施工上の留意点とその対策、地域対策及び工事管理組織体制について記載する。
4	設計図書に基づく主要工種の施工計画	主要工種ごとに施工計画(施工方法、使用機械の能力決定及び台数)について記載する。
(注) 各項目ごとにA4版で1枚程度にまとめること。		

技術審査書 審査基準

- 1 工事の工程表
 - A 全体工程及び工種別工程について細部にわたりよく検討されている。
 - B 全体工程及び工種別工程についてよく検討されている。
 - C 全体工程及び工種別工程についてやや不足しているが、施工上問題がないと判断される。
 - D 全体工程及び工種別工程について不十分であるが、施工上特に問題がないと判断される。
 - E 全体工程及び工種別工程がほとんど検討されておらず、施工上問題がある。
- 2 工程、品質、出来形及び安全管理計画
 - A 工程、品質、出来形及び安全管理計画について細部にわたりよく検討されている。
 - B 工程、品質、出来形及び安全管理計画についてよく検討されている。
 - C 工程、品質、出来形及び安全管理計画の検討がやや不足しているが、施工上問題がないと判断される。
 - D 工程、品質、出来形及び安全管理計画の検討が不十分であるが、施工上特に問題がないと判断される。
 - E 工程、品質、出来形及び安全管理計画がほとんど検討されておらず、施工上問題がある。
- 3 施工計画概要書
 - A 設計内容を十分把握し、施工計画について細部にわたりよく検討されている。
 - B 設計内容の把握し、施工計画についてよく検討されている。
 - C 設計内容の把握がやや不足しているが、施工上問題がないと判断される。
 - D 設計内容の把握が不十分であるが、施工上特に問題がないと判断される。
 - E 設計内容をほとんど把握しておらず、施工上問題がある。
- 4 主要工種の施工計画
 - A 施工条件の把握及び施工方法等が細部にわたりよく検討されている。
 - B 施工条件の把握及び施工方法等についてよく検討されている。
 - C 施工条件の把握及び施工方法等についてやや不足しているが、施工上問題がないと判断される。
 - D 施工条件の把握及び施工方法等について不十分であるが、施工上特に問題がないと判断される。
 - E 施工条件の把握及び施工方法等がほとんど検討されておらず、施工上問題がある。

技術審査書の判定基準

- ・ E評価が1つでもあれば不適とする。
- ・ 総合点数が60点未満の場合は不適とする。